

○財務省告示第四十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年一月三十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百九 十三回、第二百九十四回、第二 百九十五回、第二百九十七回、第 二百九十八回、第二百九十九 回、第三百回、第三百二回及び 第三百四回）及び利付国庫債券 （二十年）（第六十一回、第八十 七回、第九十四回、第九十五回、 第九十七回及び第百回）	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百号）第二条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次

六	発 行 額	額	割り 当てる。
七	払 込 金 額	額	額
八	最 低 額 面 金	五 万 二 千 円	額
九	振 替 単 位	額	額
十	発 行 日	額	額
十一	発 行 価 格	額	額
十二	利 率	額	額

の経利
払過
込利
み子率

割り当てる。額内訳（別表のとおり）
 三、二、一、八、千、百、十、億、八、千、六、百、六、十、二、万、二、千、円
 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成十五年一月三十一日発行の対象国債ごと算式により算出した金額

$$1 + \frac{\left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり
 (二) 発行時に、その利率の係る所得税が、その振替口座簿の

十四 利子

十五 償還金の限度
十六 入札の基
十七 準とす
十八 各発行の対
十九 象国債の
二十 元回債の支
二十一 払場金所

第十号に規定する発行の各
と、各象に
算式によ
うに、た
日に、た
日に、た
同日に、た
同様に、た
る金額を控除する
金額を
受ける
居住者
に
ある
者が
債権
乗じ
金額
に
の
口座に記載又は
記載
は
又
は
前
記
の
一
は
又
は
前
記
の
二
は
又
は
前
記
の
三
は
又
は
前
記
の
四
は
又
は
前
記
の
五
は
又
は
前
記
の
六
は
又
は
前
記
の
七
は
又
は
前
記
の
八
は
又
は
前
記
の
九
は
又
は
前
記
の
十
は
又
は
前
記
の
十一
は
又
は
前
記
の
十二
は
又
は
前
記
の
十三
は
又
は
前
記
の
十四
は
又
は
前
記
の
十五
は
又
は
前
記
の
十六
は
又
は
前
記
の
十七
は
又
は
前
記
の
十八
は
又
は
前
記
の
十九
は
又
は
前
記
の
二十
は
又
は
前
記
の
二十一
は
又
は
前
記
の
二十二
は
又
は
前
記
の
二十三
は
又
は
前
記
の
二十四
は
又
は
前
記
の
二十五
は
又
は
前
記
の
二十六
は
又
は
前
記
の
二十七
は
又
は
前
記
の
二十八
は
又
は
前
記
の
二十九
は
又
は
前
記
の
三十
は
又
は
前
記
の
三十一
は
又
は
前
記
の
三十二
は
又
は
前
記
の
三十三
は
又
は
前
記
の
三十四
は
又
は
前
記
の
三十五
は
又
は
前
記
の
三十六
は
又
は
前
記
の
三十七
は
又
は
前
記
の
三十八
は
又
は
前
記
の
三十九
は
又
は
前
記
の
四十
は
又
は
前
記
の
四十一
は
又
は
前
記
の
四十二
は
又
は
前
記
の
四十三
は
又
は
前
記
の
四十四
は
又
は
前
記
の
四十五
は
又
は
前
記
の
四十六
は
又
は
前
記
の
四十七
は
又
は
前
記
の
四十八
は
又
は
前
記
の
四十九
は
又
は
前
記
の
五十
は
又
は
前
記
の
五十一
は
又
は
前
記
の
五十二
は
又
は
前
記
の
五十三
は
又
は
前
記
の
五十四
は
又
は
前
記
の
五十五
は
又
は
前
記
の
五十六
は
又
は
前
記
の
五十七
は
又
は
前
記
の
五十八
は
又
は
前
記
の
五十九
は
又
は
前
記
の
六十
は
又
は
前
記
の
六十一
は
又
は
前
記
の
六十二
は
又
は
前
記
の
六十三
は
又
は
前
記
の
六十四
は
又
は
前
記
の
六十五
は
又
は
前
記
の
六十六
は
又
は
前
記
の
六十七
は
又
は
前
記
の
六十八
は
又
は
前
記
の
六十九
は
又
は
前
記
の
七十
は
又
は
前
記
の
七十一
は
又
は
前
記
の
七十二
は
又
は
前
記
の
七十三
は
又
は
前
記
の
七十四
は
又
は
前
記
の
七十五
は
又
は
前
記
の
七十六
は
又
は
前
記
の
七十七
は
又
は
前
記
の
七十八
は
又
は
前
記
の
七十九
は
又
は
前
記
の
八十
は
又
は
前
記
の
八十一
は
又
は
前
記
の
八十二
は
又
は
前
記
の
八十三
は
又
は
前
記
の
八十四
は
又
は
前
記
の
八十五
は
又
は
前
記
の
八十六
は
又
は
前
記
の
八十七
は
又
は
前
記
の
八十八
は
又
は
前
記
の
八十九
は
又
は
前
記
の
九十
は
又
は
前
記
の
九十一
は
又
は
前
記
の
九十二
は
又
は
前
記
の
九十三
は
又
は
前
記
の
九十四
は
又
は
前
記
の
九十五
は
又
は
前
記
の
九十六
は
又
は
前
記
の
九十七
は
又
は
前
記
の
九十八
は
又
は
前
記
の
九十九
は
又
は
前
記
の
百
は
又
は
前
記
の
百一
は
又
は
前
記
の
百二
は
又
は
前
記
の
百三
は
又
は
前
記
の
百四
は
又
は
前
記
の
百五
は
又
は
前
記
の
百六
は
又
は
前
記
の
百七
は
又
は
前
記
の
百八
は
又
は
前
記
の
百九
は
又
は
前
記
の
百十
は
又
は
前
記
の
百十一
は
又
は
前
記
の
百十二
は
又
は
前
記
の
百十三
は
又
は
前
記
の
百十四
は
又
は
前
記
の
百十五
は
又
は
前
記
の
百十六
は
又
は
前
記
の
百十七
は
又
は
前
記
の
百十八
は
又
は
前
記
の
百十九
は
又
は
前
記
の
百二十
は
又
は
前
記
の
百二十一
は
又
は
前
記
の
百二十二
は
又
は
前
記
の
百二十三
は
又
は
前
記
の
百二十四
は
又
は
前
記
の
百二十五
は
又
は
前
記
の
百二十六
は
又
は
前
記
の
百二十七
は
又
は
前
記
の
百二十八
は
又
は
前
記
の
百二十九
は
又
は
前
記
の
百三十
は
又
は
前
記
の
百三十一
は
又
は
前
記
の
百三十二
は
又
は
前
記
の
百三十三
は
又
は
前
記
の
百三十四
は
又
は
前
記
の
百三十五
は
又
は
前
記
の
百三十六
は
又
は
前
記
の
百三十七
は
又
は
前
記
の
百三十八
は
又
は
前
記
の
百三十九
は
又
は
前
記
の
百四十
は
又
は
前
記
の
百四十一
は
又
は
前
記
の
百四十二
は
又
は
前
記
の
百四十三
は
又
は
前
記
の
百四十四
は
又
は
前
記
の
百四十五
は
又
は
前
記
の
百四十六
は
又
は
前
記
の
百四十七
は
又
は
前
記
の
百四十八
は
又
は
前
記
の
百四十九
は
又
は
前
記
の
百五十
は
又
は
前
記
の
百五十一
は
又
は
前
記
の
百五十二
は
又
は
前
記
の
百五十三
は
又
は
前
記
の
百五十四
は
又
は
前
記
の
百五十五
は
又
は
前
記
の
百五十六
は
又
は
前
記
の
百五十七
は
又
は
前
記
の
百五十八
は
又
は
前
記
の
百五十九
は
又
は
前
記
の
百六十
は
又
は
前
記
の
百六十一
は
又
は
前
記
の
百六十二
は
又
は
前
記
の
百六十三
は
又
は
前
記
の
百六十四
は
又
は
前
記
の
百六十五
は
又
は
前
記
の
百六十六
は
又
は
前
記
の
百六十七
は
又
は
前
記
の
百六十八
は
又
は
前
記
の
百六十九
は
又
は
前
記
の
百七十
は
又
は
前
記
の
百七十一
は
又
は
前
記
の
百七十二
は
又
は
前
記
の
百七十三
は
又
は
前
記
の
百七十四
は
又
は
前
記
の
百七十五
は
又
は
前
記
の
百七十六
は
又
は
前
記
の
百七十七
は
又
は
前
記
の
百七十八
は
又
は
前
記
の
百七十九
は
又
は
前
記
の
百八十
は
又
は
前
記
の
百八十一
は
又
は
前
記
の
百八十二
は
又
は
前
記
の
百八十三
は
又
は
前
記
の
百八十四
は
又
は
前
記
の
百八十五
は
又
は
前
記
の
百八十六
は
又
は
前
記
の
百八十七
は
又
は
前
記
の
百八十八
は
又
は
前
記
の
百八十九
は
又
は
前
記
の
百九十
は
又
は
前
記
の
百九十一
は
又
は
前
記
の
百九十二
は
又
は
前
記
の
百九十三
は
又
は
前
記
の
百九十四
は
又
は
前
記
の
百九十五
は
又
は
前
記
の
百九十六
は
又
は
前
記
の
百九十七
は
又
は
前
記
の
百九十八
は
又
は
前
記
の
百九十九
は
又
は
前
記
の
百

各発行の額面金額×各発行の利率÷100×1÷2

（別表のとおり）
額面金額
平成二十五年一月つき
日本証券業協会が発行した
日単利各発行の対象とする
の
本
銀
行
の
利
回
り
と
す
る
。
の
平
均
値

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十五年一月三十一日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
利付国庫債券 第十三年(付) 第三回(百)	一・四%	平成六年三月二十一日	二百九十億
利付国庫債券 第十三年(付) 第三回(百)	一・五%	平成六年三月二十一日	三百四十五億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・三%	平成六年三月二十一日	百五十億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・三%	平成六年三月二十一日	四百九十億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・四%	平成六年三月二十一日	百三十六億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・五%	平成六年三月二十一日	二百二十三億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・七%	平成六年三月二十一日	七十億
利付国庫債券 第十二回(付) 第九十(百)	一・八%	平成六年三月二十一日	六百九十八億

（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 回券	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回券	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回券	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回券	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回券	（（利 第三付 百）庫 四）債 回券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 三 %
三平 月成 二四 十日 年	日年平 九成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十五	日年平 九成 月三 二十一
百 十 三 億 円	四 十 億 円	百 億 円	二 十 億 円	五 十 億 円	十 八 億 円	億二 円百 四 十 五